

指 示

平成 23 年 10 月 26 日

神奈川県知事
黒岩 祐治 殿

原子力災害対策本部長
内閣総理大臣
野田 佳彦

貴県に対する、原子力災害対策特別措置法（平成 11 年法律第 156 号）第 20 条第 3 項に基づく平成 23 年 10 月 14 日付け指示は、下記のとおり変更する。

記

神奈川県小田原市、真鶴町及び湯河原町において産出された茶について、当分の間、出荷を差し控えるよう、関係自治体の長及び関係事業者等に要請すること。

(参考)

指 示

平成23年10月14日

神奈川県知事
黒岩 祐治 殿

原子力災害対策本部長
内閣総理大臣
野田 佳彦

貴県に対する、原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第20条第3項に基づく平成23年9月12日付け指示は、下記のとおり変更する。

記

神奈川県相模原市、小田原市、中井町、真鶴町及び湯河原町において産出された茶について、当分の間、出荷を差し控えるよう、関係自治体の長及び関係事業者等に要請すること。